

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

北見地区消防組合管理者 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報について、開示しないことと決定しましたので、北見地区消防組合個人情報の保護に関する条例第18条第2項の規定により通知します。

<p>1 開示請求に係る保有 個人情報記録されて いる公文書の名称又は 内容</p>	
<p>2 開示しないこととし た根拠規定及び当該根 拠規定を適用する理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 条例第14条第 号 該当 <input type="checkbox"/> 情報保有 無 <input type="checkbox"/> 条例第17条該当 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 理由</p>
<p>3 問 い 合 わ せ 先 (主 管 課)</p>	<p>課 担当 電話 ( ) 内線</p>

(審査請求等)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北見地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、北見地区消防組合（訴訟において北見地区消防組合を代表する者は北見地区消防組合管理者となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。